

下京区民

ニギヤラリーを開催中

日時 8月29日(金)まで、午前8時30分～午後5時(土・日は除く)

場所 下京区役所1階ロビー

下京区ふれあい事業実行委員会が主催する「ニギヤラリー」は、今年度から「下京区民ニギヤラリー」を開催します。第1回目となる今回は、絵から飛び出した動物たちをモチーフにしたねずみ、ウサギ、かえるなどの彫刻を展



示しています。立体物ならではの、生き生きとした動物たちをご鑑賞ください。

◎ まちづくり推進課(☎371-7170)

崇仁コミュニティセンターからのお知らせ

〒600 8207 下京区塩小路通河原町東入  
「うるおい館」内  
☎371 8220 FAX371 7708

各種の「学びとふれあい」講座・教室をそれぞれ毎月1回開催しています。ぜひご参加ください。

【講座・教室の種類と日時】

- 手芸教室 毎月第1回曜日
- 編み物教室 毎月第2火曜日
- 生花(未生流)教室 毎月第2火曜日
- 茶道教室 毎月第3水曜日
- 生花(池坊)教室 毎月第3木曜日
- 社交ダンス 毎月第2金曜日

時間は、編み物教室のみ午前10時～正午、それ以外は午後7時～8時30分

【費用】  
無料(講座・教室によっては実費負担があります)

【その他】  
都合により、日時が変更される月がありますので、ご了承ください。申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

下京区民スポーツ大会結果

創立55周年記念

優勝	七条第三Aチーム
準優勝	七条 Aチーム
三位	大内 Aチーム
四位	有隣 Aチーム
五位	光徳 Aチーム
六位	光徳 Bチーム
七位	七条 Bチーム
八位	七条第三Cチーム

下京区民ソフトボール大会

優勝	菊浜 体育振興会
準優勝	七条第三体育振興会
三位	淳風 体育振興会
四位	安寧 体育振興会

下京区民ソフトボール大会

優勝	七条第三体育振興会
準優勝	七条 体育振興会
三位	醒泉 体育振興会
四位	大内 体育振興会

下京みゆーじあむ

「自画像(友釣り)」(油画) 増野正三さん(豊園)の作品

テーマは特に設定しませんが、区民の皆様が自慢の作品をお寄せください。

写真 四つ切以下の作品 絵 半紙がきの裏面に描いたものも可 書 半紙以下の作品 短歌・俳句 作品にはふりがなをふってください

注意事項 掲載された方に、記念品を差し上げます。作品は下京区民による自作の未発表作品とし、原則として返却しません。

応募方法 住所・氏名・電話番号・年齢を記入した紙を作品に添付のうえ、〒600 8588 下京区役所総務課「下京みゆーじあむ」係(☎371-7164、FAX371-4439)まで。

けすぞう君の防災 Q&A 梅雨最盛期の大雨に注意!



Q 避難場所に移動する時は、どんなことに注意すればいいですか。

A まずは、ガス・電気・戸締りの確認をしてください。そして、持ち出す荷物は最小限にし、車を使わず必ず徒歩で避難しましょう。また、このような時に大切なのは、助け合いの精神です。お隣やご近所の一人暮らしのお年寄りなどにも一声掛けてあげてください。

なお、避難勧告などが発令された場合は、落ちていて素早く行動することが必要です。

Q 地下街やビルの地下などにいる時は、どうすればよいのでしょうか。

A 地下にいますと、地上の大雨が分かりにくいので、避難するのが遅れることがあります。地上であふれた雨水が、一気に地下に流れ込んで、思うように歩けなくなったりすることもあります。構内放送による誘導や係員の指示に従い、落ち着いて行動しましょう。

昭和10年6月29日 大雨時の四条大橋 写真提供：村田 卓三氏

☎ 下京消防署(☎361 4411)

下京区130周年記念誌「別冊」を制作する出版社を募集します

下京区130周年記念事業実行委員会では、記念誌「本冊」と「別冊」で構成)の発行に向けて準備を進めています。この記念誌のうち「別冊」は、下京のまちの魅力を広く発信する地域情報誌と同様のものを予定しています。企画・制作を出版社に委ね、一定冊数を実行委員会に納入後は、出版社が販売できることとします。

この「別冊」の制作に、ご協力いただける出版社を募集します。詳しくは、お問い合わせください。

☎ 総務課(☎371 7164)

市税の基礎知識 Q&A

年度間の所得変動について(税源移譲にともなう経過措置)

Q 私は、平成19年中の所得が著しく減少したため、19年分の所得税がかかっていません。19年度の住民税に限り、一定の金額を減額する特例措置があると聞きましたが、手続きは必要でしょうか。なお、私は平成19年1月2日以降に京都市に転入しました。

A 平成19年に国から地方への税源移譲が実施され、多くの方の所得税が下がり、住民税が上がりました。あなたのように19年中の所得が18年中の所得に比べて著しく減少し、所得税が課税されなかった方には、19年度分の住民税が税源移譲前の税率で計算した税額まで減額される経過措置があります。

減額を受けるためには、平成19年の1月1日にご住所があった市区町村に、7月1日(火)から31日(木)までに減額申告書を提出する必要があります。郵送でも提出できます。詳しくは、提出先となる市区町村にお尋ねください。

なお、平成19年と平成20年の1月1日に京都市にご住所のある方で対象となる方へは、減額申告書をお送りしています。また、減額申告書は、京都市情報館のホームページ(<http://www.city.kyoto.lg.jp/rizai/page/0000038730.html>)から入手(ダウンロード)することもできます。

☎ 市民税課(☎371 7172)